

地方交付税法の一部を改正する法律 要綱

一 地方交付税の総額の特例

(一) 地方財政の状況等に鑑み、平成二十三年度の第三次補正予算で地方交付税の総額に加算した震災復興特別交付税のうち、東日本大震災に係る復興事業等の実施状況により平成二十四年度に繰り越し、同年度の決算において不用となつた八百五十五億四千五千九千円を減額するとともに、平成二十五年度における東日本大震災に係る復興事業等の実施のための特別の財政需要に対応するため、平成二十五年度分の震災復興特別交付税について五百七十四億二千七百十五万五千円を加算すること。

(二) 補正予算により増額された平成二十五年度分の地方交付税について、当該額の一部を同年度内に交付しないで、平成二十六年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付することができることとすること。

二 その他所要の改正